

## 新型コロナウイルスに関する支援策のご案内

小田原箱根商工会議所

新型コロナウイルスの影響を受けている事業者に対する補助金制度等の支援策につきまして、以下の通りご案内しますので、ぜひご活用ください。  
(令和2年6月3日時点)

### ■神奈川県 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）

県内に事業所等を有し、5/7から5/26までの期間（少なくとも期間中15日間以上）休業または夜間営業時間（食事提供施設）の短縮に中小企業、個人事業主に対し、協力金を交付。

休業要請業種以外でも自主的に休業等に協力された中小企業及び個人事業主等も対象です。

- ・対象者 5/7から5/26までの期間（少なくとも期間中15日間以上）休業や夜間営業時間の短縮（食事提供施設）に協力していただいた県内の中小企業及び個人事業主等

※休業等について休業要請業種以外も対象です。（在宅勤務は含む）（農・漁・林業は除かれます）

※食事提供施設の時間短縮は、夜間20時まで（酒類提供19時まで）です。

- ・申請受付期間 6月8日（月）～7月14日（火）※当日消印有効
- ・問合せ 神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 045-285-0536  
詳細は「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」のHPをご覧ください。

### ■小田原市 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金（第2弾・売上減少）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業収入が大幅に（20%以上）減少している市内の中小企業、個人事業主等の事業継続等を支援するため、支援金を交付。

- ・対象者 4月又は5月の事業収入（売上）が、前年同月比で20%以上減少した市内の中小企業等

※本市の中小企業事業者等支援金・第1弾（20万円）の交付を受けていないこと。

- ・交付金額 2020年4月又は5月のどちらかの事業収入が、
  1. 前年同月と比べて50%以上減少 1事業者あたり一律20万円
  2. 前年同月と比べて20%以上50%未満減少 1事業者あたり一律10万円※4月、5月のどちらか減少割合の大きい方を適用します。（交付は1又は2のいずれかです）
- ・申請受付期間 6月1日（月）～8月31日（月）※当日消印有効
- ・問合せ 小田原市 経済部 商業振興課 商業振興係 0465-33-1511

詳細は、「小田原市 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金」のホームページをご覧ください。

### ■持続化給付金 申請サポート会場開設

電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して申請サポート会場にて補助員が電子申請の入力サポートを行います。（事前予約が必要です）

- ・持続化給付金 ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者が対象  
上限 法人200万円、個人事業者100万円
- ・サポート会場 小田原箱根商工会議所（小田原市城内1-21） 会場コード「1417」
- ・予約方法
  - ①webで予約（持続化給付金ホームページより）
  - ②電話で予約 0570-077-866、0120-835-130（自動ガイダンス）詳細は、「持続化給付金」ホームページをご覧ください。

### ■箱根お得なクーポンお知らせ

箱根にお越しいただく観光客をはじめとした皆様に感謝を込めて①宿泊割引クーポン「箱ぴた」②箱根芸者お座敷券③お土産・飲食等に使えるクーポン「箱いこ」の3種類のお得なクーポンを販売します。

- ・問合せ 箱根町企画観光部観光課観光係 TEL 0460-85-7410

小田原箱根商工会議所 本所 0465-23-1811 箱根支部 0460-85-6245

上記以外の支援策については、「[経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)」のWEBサイトをご覧ください。